

墜落・転落防止を重点に295箇所の建設現場を一斉監督 ～うち約6割に労働安全衛生法違反あり～

東京労働局（局長 西岸 正人）管内における建設業での休業4日以上死傷災害件数は、平成25年1年間で1,472件（平成25年確定値。平成24年1,429件。）となっており、前年比で3.0%増加しました。また、建設業における死亡災害は26件（同確定値）と前年と同数であり、全産業の死亡災害（同確定値で54件）に占める割合は48.1%と全産業で最も高い数値となっています。

こうした状況を踏まえ、管下18労働基準監督署・支署において、次のとおり、東京都内の建設現場に対して、一斉に臨検監督を実施しました。

<建設現場一斉監督 監督指導実施結果 概要>

1. 対象 都内の建設工事現場 295現場

2. 期間 平成26年6月2日から6月13日

3. 実施結果 詳細は、別紙参照

- ・監督実施295現場のうち半数以上（174現場、59.0%）に労働安全衛生法違反が認められ、是正を指導した。
- ・特に、重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する法違反が4割近くの現場（110現場、37.3%）で認められ、行政処分を含め是正を指導した。

【今後の方針】

東京労働局としては、今回の一斉監督指導において労働災害防止対策が徹底されていない現場が少なからず認められたことから、建設工事現場に対する監督指導を重点的に実施するとともに、死亡・重大災害防止に有効なリスクアセスメント等の導入についても積極的に指導を行う方針です。

また、法令違反を繰り返す事業者や法令違反を原因とする死亡・重大災害を発生させた事業者、さらには、労働災害を隠すなど悪質な事業者については、司法処分を行うなど厳正な対応を行うこととしています（参考：「平成26年1月から6月までの送検事例」）。

さらに、東京労働局では、昨年度より「第12次東京労働局労働災害防止計画」に基づき、「Safe Work Tokyo」をキャッチフレーズとして、「安全・安心な首都東京の実現」に向け、官民一体となった取組を推進しています。本年はその2年度目（2nd Stage）として明確に示し、引き続き、官民一体となった取組を進めており、重点施策の建設業においては、死亡災害をはじめとする重篤度が高い労働災害の減少に向け、建設業関係団体等との緊密な連携の下、「墜落・転落」災害の防止を中心とした労働災害防止対策を推進することとしています。

1 違反状況

(1) 295 現場の 59.0% に労働安全衛生法違反

監督指導を実施した 295 現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反（以下「法令違反」という。）が認められた現場は 174 現場（59.0%）であった。＜表 1＞

＜表 1＞ 現場の種類別 違反状況

	建築	土木	解体	その他	合計
監督実施現場数	270	8	4	13	295
法令違反現場数	166	2	2	4	174
(違反率)	61.5%	25.0%	50.0%	30.8%	59.0%
作業停止等命令現場数	49	0	0	0	49
(違反率) 法令違反現場数に対する割合	29.5%	0.0%	0.0%	0.0%	28.2%

主な違反事項として

足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する違反が 110 現場
元請事業者の安全衛生管理面に関する違反（注 1）が 124 現場

で認められた。＜表 2＞

なお、足場や高所の作業床等からの墜落・転落災害防止に関する違反現場のうち、91 現場においては、そもそも足場等に手すり等の墜落防止措置が講じられておらず、また、19 現場においては、従来の手すりに加え平成 21 年 6 月 1 日の労働安全衛生規則改正により新たに義務付けられた中さん、下さん等が設置されていなかった。

＜表 2＞ 違反事項別 状況

違反事項	違反現場数 (割合: 対全 295 現場)	主な内容
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	110 (37.3%) うち足場に手すり等の措置がなかった現場数 … 91 現場 うち下さん・中さん等がなかった現場数 … 19 現場	・足場等の作業床未設置、手すり等無し (安衛則 518、563、655) ・高所の作業床の端、開口部に手すり等無し (安衛則 519、653) ・高所作業箇所です安全帯取付け設備無し (安衛則 521)
【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者等の選任、管理事項関係	124 (42.0%)	・元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法 29、29の2) ・特定元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法 30) ・注文者の講ずべき措置未実施(安衛法 31)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係	13 (4.4%)	・型枠支保工の組立図未作成、組立図どおり作成されていない (安衛則 240) ・型枠支保工のパイプサポートの不備(安衛則 242) ・型枠支保工の組立て時の立入禁止未実施(安衛則 245)
【粉じん作業】 アーク溶接やはつり作業等における粉じんばく露防止関係	7 (2.4%)	・アーク溶接やはつり作業等における有効な呼吸用保護具の不備(粉じん則 27)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	4 (1.4%)	・建設機械の転落・地山の崩壊等による危険防止のための作業計画未作成(安衛則 155) ・建設機械を運転する資格を有しない者が運転(安衛令 20(12)) ・運転中の建設機械への接触防止のための立入禁止未実施(安衛則 158)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	4 (1.4%)	・クレーンの作業開始前点検未実施(クレーン則 78) ・厚生労働大臣の定める基準に適合していない移動式クレーンの使用(クレーン則 64) ・移動式クレーンの作業方法等の決定未実施(クレーン則 66の2) ・移動式クレーンに係る立入禁止未実施(クレーン則 74の2) ・クレーンの合図の統一未実施(安衛則 639)

安衛法は労働安全衛生法、令は労働安全衛生法施行令、安衛則は労働安全衛生規則、クレーン則はクレーン等安全規則の略

(注 1)「元請事業者の安全衛生管理面に関する違反」とは、例えば、元請事業者と下請事業者との連絡調整等を行うための協議組織を設置していなかったり、元請事業者が下請事業者の法違反防止の指導を怠ったことが挙げられる。

(2) 49 現場に対して作業停止等の命令書を交付

法令違反が認められた現場のうち、設備等が安全に関する基準に満たず、労働災害を未然に防止する必要があると認められた 49 現場（法令違反が認められた現場の 28.2%）に対しては、作業停止、立入禁止等を命令する行政処分を行った。〈表 1〉

2 リスクアセスメント等の取組状況

今回監督指導を実施した建設現場におけるリスクアセスメント等（注 2）の取組状況は、

実施している現場 264 現場（89.5%）

実施していない現場 31 現場（10.5%）

であった。

(注 2)リスクアセスメント等とは、以下の手順で実施する労働災害防止対策であり、危険の度合(リスク)に応じて、事前にリスクを除去・低減する計画を立てて対策を実施するため、死亡災害、重大災害防止に有効な仕組みであり、当局においては、その導入を推進している。

<リスクアセスメント等の仕組み概要>

現場において事前に危険な箇所や作業の洗い出しを行う。

各危険箇所等について、危険の度合い(リスク)を見積もり、措置を講ずる優先度を決定する。

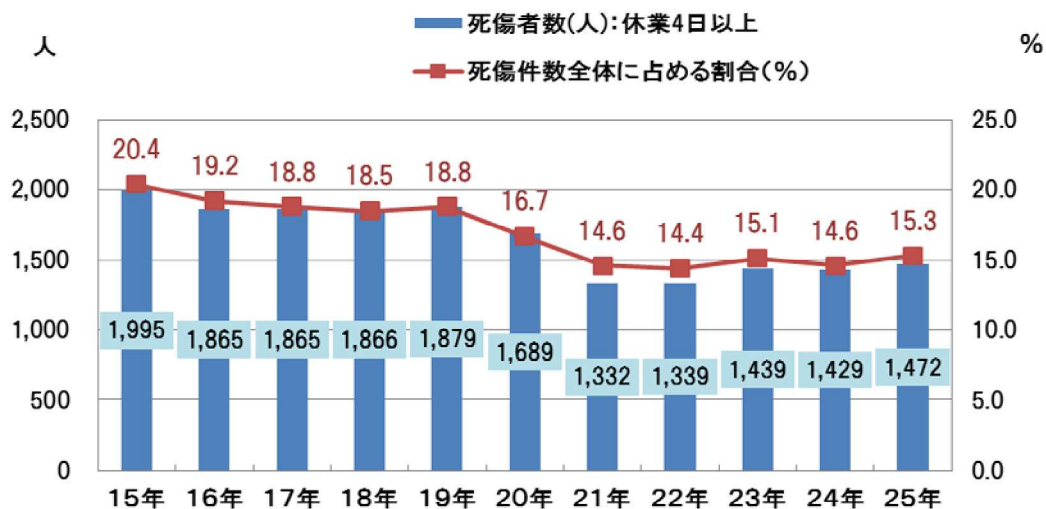
優先度に応じたリスクの除去・低減措置を検討し、措置を講じた後のリスクを評価する。

改善計画を策定し、計画に基づく措置を実施する。

講じた措置の有効性・効果を確認するとともに、残ったリスクを明確にする。 に戻る

〔参考〕

建設業における死傷者数と全産業に占める割合の推移（東京都）

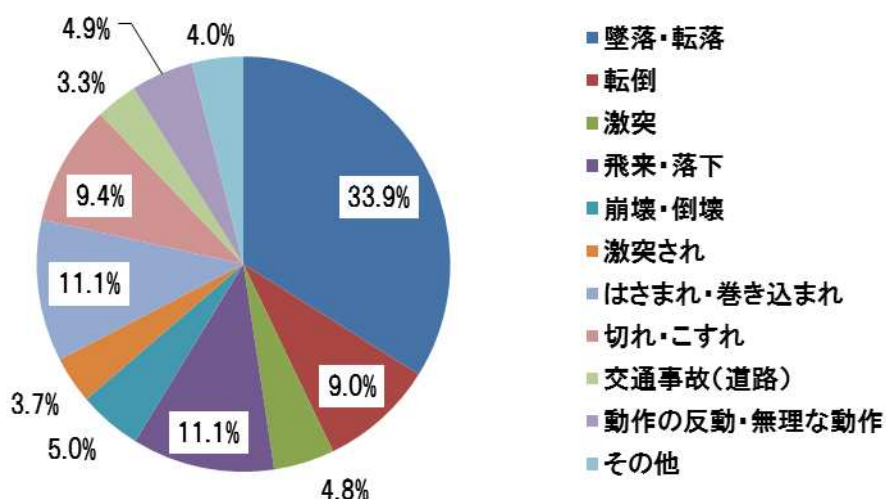


平成 21 年以降の建設業における墜落・転落災害の推移（東京都）

	21年	22年	23年	24年	25年 (確定値)
死傷災害	1,332	1,339	1,439	1,429	1,472
うち墜落・転落 (割合・%)	458 (34.4%)	465 (34.7%)	484 (33.6%)	518 (36.2%)	499 (33.9%)
死亡災害	20	25	26	26	26
うち墜落・転落 (割合・%)	10 (50.0%)	14 (56.0%)	11 (42.3%)	16 (61.5%)	11 (42.3%)

平成 25 年 建設業における死傷災害の事故の型別状況（東京都）

死傷者合計 1,472 人(平成 25 年確定値)



～平成26年1月から6月までの送検事例～

事例1

ビル解体作業中に下請の労働者が約26メートル下に墜落・死亡した事故で書類送検 元請、下請施工業者とも

三田労働基準監督署長は、二次下請である建設工事業者及び同社職長を、また、元請の建設工事業者及び同社現場所長を労働安全衛生法違反の容疑で、平成26年2月3日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成24年8月21日、東京都港区内のビル解体工事現場において、ビル最上部の塔屋(高さ9階に相当)で解体したコンクリート廃材を開口部から投下していたところ、二次下請の作業員1名が同開口部から25.6メートル下に墜落して死亡した。

捜査の結果

(1) 高さが2メートル以上の開口部には、(2) 手すり、(3) 囲い、(4) 覆い等の墜落防止措置を講じなければいけなかったにもかかわらず、(5) 二次下請会社は、(6) 自ら雇用する労働者に対する墜落防止措置として、(7) 開口部に手すり等を設けていなかったこと

(2) 元請は毎作業日に作業場所を少なくとも1回以上巡視しなければならなかったにもかかわらず、墜落事故発生までの直近1か月間で3回しか現場の作業場所を巡視していなかったことが判明した。

事例2

被災労働者3名の墜落災害を発生させた木造家屋建築工事業者等を書類送検

三鷹労働基準監督署長は、建設業2社を労働安全衛生法違反の容疑で、平成26年3月10日、東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

事件の概要

平成25年8月8日、東京都西東京市の木造2階建住宅建築工事現場において、労働者3名が1階梁上(高さ3メートル)で桁を組み込む作業中、中心となっていた桁との間にバールをかましてハンマーでバールを叩いたところ、3名が桁ごと落下し、骨折等の負傷を負うという労働災害が発生した。

捜査の結果

(1) 元請会社及び下請会社は、それぞれ高さ3メートルの箇所では桁を組み込む作業において、労働者の墜落による危険を防止するために、防網(安全ネット)を張り、労働者に安全帯を使用させるなどの措置を講じなかったこと

(2) 元請会社は、当該作業は、軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立作業であったのに、安全帯等の使用状況の監視等をする「木造建築物の組立て等作業主任者」を選任しないまま作業を行っていたことが判明したことから、被災した労働者3名のうち1名が所属していた元請会社と2名が所属していた下請会社をそれぞれ、労働安全衛生法違反として送検したものである。

事例3

スレート踏み抜きによる墜落死亡事故につき一次下請工事業者を書類送検

池袋労働基準監督署長は、防水加工工事業者及び同社の代表取締役を、労働安全衛生法違反の容疑で、平成26年5月8日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成26年1月30日、被疑会社が、一次下請業者として、東京都板橋区内の葬儀場において、外壁補修工事を行っていたところ、被疑者の指揮命令下で作業をしていた労働者(男性 63歳)が、葬儀場2階北東部に付随する屋根のスレートで葺かれた部分を踏み抜き、コンクリート地面まで5.5メートル墜落し、平成26年1月31日病院にて死亡したものの。

労働安全衛生法及び労働安全衛生規則上、事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するために必要な措置を講じなければならず、特にスレート上で労働者が作業を行う場合には、幅が30センチメートル以上の歩み板を設ける等墜落防止措置を講じなければならないところ、被疑者は何ら墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせ、法令上事業者に義務付けられた措置義務を怠ったものである。

事例4

車両系建設機械の用途外使用による労働災害で工事下請会社及び職長を書類送検

大田労働基準監督署長は、水道工事業者及び同社の職長を、労働安全衛生法違反の容疑で、平成26年2月25日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成25年4月4日午後7時頃、東京都大田区内の水道工事現場内において、一次下請負人の労働者(男性 58歳)が、職長(男性 56歳)の運転するドラグ・ショベルに轢(ひ)かれ骨盤骨折等の怪我(けが)を負わせるという労災事故が発生した。

捜査の結果、職長は、労働安全衛生法では法定の除外事由なく車両系建設機械を主たる用途以外の用途に使用することを禁止しているにもかかわらず、掘削用の車両系建設機械であるドラグ・ショベルのバケットに取り付けられたフックを用いて水道管をつり上げたまま、ドラグ・ショベルを走行させ、ドラグ・ショベルをその主たる用途以外の用途に使用していたことが判明した。

事例5

建設工事現場で落下した吊り荷による死亡災害について工事業者を書類送検

渋谷労働基準監督署長は、ビルの新築工事現場において発生したクレーンの吊り荷の落下による死亡災害について、工事業者を労働安全衛生法違反の容疑で、平成26年5月14日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成25年5月13日、A建設株式会社が元請として施工する東京都渋谷区内所在の5階建ビル新築工事現場において、クレーンの吊り荷が落下し、建設現場敷地内の地上を通行していた型枠工事業者の労働者(男性 64歳)の頭部に直撃して同人が死亡するという災害が発生した。

捜査の結果、クレーンを使用していた型枠工事業者Bが、クレーンに吊り上げられている荷の落下による危険を防止するため、荷の下への労働者の立ち入り禁止措置を講じていなかったことが判明したものである。

事例6

立体駐車場の塗装工事中に死亡災害 請負会社と作業指揮者を労働安全衛生法違反容疑で書類送検

品川労働基準監督署長は、建設工事業者及び同社の作業指揮者を労働安全衛生法違反容疑で、平成26年2月25日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

東京都目黒区内の新築マンション工事現場において、マンションの附帯設備である立体駐車場の内部で、労働者に塗装・補修作業を行わせる際、立体駐車場の搬器(車両を運搬する台)を労働者が作業箇所に移動するための「エレベーター」代わりとして使用させていた。

立体駐車場のような運搬装置をエレベーターとして労働者に使用させる場合は、搬器に壁又は囲いを設ける等の法令上の規格を満たさなければならないが、当該規格を満たさない状態で使用させていた。

ゴンドラや型枠足場の設置等により安全な移動方法が可能であったにもかかわらず、飽くまで作業効率を優先し既存の運搬装置をエレベーターとして使用させた結果、平成24年8月9日に作業員1名(男性当時52歳)がカウンターウェイト(搬器の反対側にある釣合いをとるための錘(おもり)で、搬器に合わせて移動する)に挟まれて死亡した。

事例7

労働安全衛生法違反容疑で厨房設備据付業者を書類送検 荷の下敷きになり、労働者死亡

亀戸労働基準監督署長は、機械器具設置工事業者及び同社代表取締役を労働安全衛生法違反の容疑で、平成26年2月17日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成25年9月19日、江東区内の飲食店前で、閉店となった同店舗の原状回復工事において、同社労働者(男性68歳)が、同店舗から撤去した重量約390キログラムの厨房設備をトラックに荷積みする作業に従事していたところ、トラック荷台から厨房設備が落下し、その下敷きとなり、同日死亡した。

労働安全衛生法では、重量が100キログラム以上の荷をトラックに積む作業を行うときには、当該作業を指揮する者を定める必要があったにもかかわらず、捜査の結果、同社代表取締役はそれを定めていなかったことが判明した。

事例8

労災かくして穿孔工事業者を書類送検 所轄外の労働基準監督署長へ虚偽報告

足立労働基準監督署長は、建設工事業者と同社代表取締役を労働安全衛生法違反の容疑で、平成26年1月27日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成24年5月22日、群馬県太田市内の解体工事現場内において、コンクリート壁の穿孔工事を行っていたところ、労働者A(男性、当時32歳)が使用していたドリルに腕をぶつけ、上腕骨等の骨膜を損傷する労働災害が発生した。

ところが、代表取締役は、平成24年8月、「会社の倉庫で負傷した」とする虚偽の労働者死傷病報告書を本社を管轄する足立労働基準監督署長に提出した。

労働安全衛生法では、休業4日以上を要する労働災害について、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告書の提出を義務づけているが、捜査の結果、解体工事現場で発生した労働災害を隠ぺいするため、工事現場を所轄する群馬の太田労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を提出せず、虚偽の労働者死傷病報告書を足立労働基準監督署長に提出したことが判明した。

事例9

労災かくしにつき労働者派遣法を適用し一次下請工事業者を書類送検

池袋労働基準監督署長は、建設工事業者及び同社の代表取締役を、労働安全衛生法違反の容疑で、平成26年2月20日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成25年1月17日、東京都板橋区内の下水処理場において、機械設備の取替え工事を行っていたところ、他社からの派遣により、一次下請負人である被疑者の指揮命令下で作業をしていた労働者(男性62歳)が、撤去作業中の制水扉と作業場所近傍の壁との間に右手中指及び環指をはさみ、加療約2か月を要する骨折をする労災事故が発生し、4日以上休業するに至った。

労働安全衛生法では、休業4日以上を要する労働災害について、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告の提出を義務付けているが、被疑者(男性60歳)はそれを怠ったものである。

事例10

労災かくしで個人事業主を書類送検 死亡災害報告を1年5か月間放置

新宿労働基準監督署長は、照明器具交換等の業務を行う業者を労働安全衛生法違反の容疑で、平成26年4月17日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成24年6月9日、東京都杉並区内のマンションにおいて、マンション共用部分の電球交換を行っていた労働者A(男性、当時61歳)が脚立から転落し、脳挫傷等により同日死亡する労働災害が発生した。

労働安全衛生法では、死亡災害について、遅滞なく所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を提出するよう義務づけているが、照明器具交換等の業務を行う業者は同報告書を1年5か月間提出せず、災害の発生を隠蔽しようとしたものである。